

農業委員、農地利用最適化推進委員 のご紹介

農地についてのご相談は、
お任せください。

農業委員



会長
木立 康行



会長職務代理者
佐藤 孝文



委員
佐藤 陽介



委員
今 隆俊



委員
石澤 孝知



委員
長内 康之



委員
木村 功



委員
高橋 英子



委員
工藤 勝彦



委員
大平 成年



委員
工藤 元伸



委員
佐藤 国雄



委員
佐山 秀夫



農地利用最適化推進委員



委員
佐藤 仁
(浅瀬石・追子
野木地区)



委員
高木 一弥
(黒石地区)



委員
森山 栄治
(沖揚平・厚目
内地区)



委員
山口 貴佳
(山形地区)



委員
加藤 浩揮
(六郷地区)



委員
櫻庭 太志
(中野地区)



◆活動内容

- 農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置が義務づけられている行政委員会で、農地法などに基づく許認可事務のほか、農地などの利用の最適化（担い手へ農地利用の集積と集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進のために活動しています。
- 農地利用最適化推進委員は、農業委員と同様、市町村の非常勤の特別職公務員で、農業委員と力を合わせて、担当区域の最適化活動を行います。

農業者の収入保険への加入を

収入保険は、農産物の品目にとらわれず、自然災害による収量減少や市場価値の低下、農業者のけがや病気による収穫不足など経営努力では避けられない事情にも対応し、収入減少を保証する保険です。

農業者が同制度に加入することで農業者ごとの基準収入(過去5年間の平均収入)の8割以上が確保されるため、収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓などにも取り組みやすくなります。さまざまナリスクに備えて、収入保険に加入しませんか。

加入には青色申告 が必要

同保険へ加入するためには、青色申告の実績が1年以上必要です。

青色申告を始めたい人は、税務署へ青色申告承認申請書を提出してください。

3月15日までに申請をすると、令和4年分の所得から青色申告ができ、令和6年以降に同保険へ加入することができます。

【お問い合わせ先】

青森県農業共済ひろさき支所
28-5700

収入保険加入促進 事業のお知らせ

市では、あらゆる収入減少を補償する収入保険への加入をさらに推進していくため、収入保険の掛捨て保険料の3割を補助する事業を令和6年度まで継続して実施する予定となっております。この機会に加入をご検討ください。

【お問い合わせ先】

農林課りんご農産係
52-2111(内線653)

農地利用意向調査の実施 について

農業委員会では、農地の遊休農地の発生状況や今後の利用について調査しています。農地法により、遊休農地の所有者には、毎年、通知が届きますので、お手数ですが、返送方よろしく願います。

農地の賃借は農業委員会 に相談しましょう

耕作権を持たない農地の賃借は、保険制度や農業補助制度等のあらゆる制度を受けることができません。専業農家で規模拡大を図ろうとするときは、農業委員会において賃借契約をすることをお勧めします。賃借の方法、期間、条件など、双方の合意した内容で書類が作成されます。

農地情報の活用について

インターネットでは、どなたでも「eMAFF農地ナビ」をご覧くださいことができます。農地の利用集積・集約化の検討や農地あっせん情報の農地の位置情報を確認するのに、便利に活用いただけます。詳しくは、農業委員会事務局、または、農業委員、農地最適化推進委員にご相談ください。

全国農業新聞の購読 について

農政・農業・農村のニュースや知っておきたい経営・技術、新規就農の話題をお届けします。

(購読料700円/月 電子版500円/月)

経営継承・相談のすすめ

例えば、後継者に経営継承する場合であっても農地の権利移動は、農業委員会の許可が必要です。

相続の場合は、すべての農地が後継者に渡らない場合も想定されますので、農業の経営継承は計画的に進めていただくことをお勧めします。また、農地の贈与にあたっては、納税猶予の制度などがあります。

農地あっせん情報

市農業委員会では、農地の耕作ができなくなったなどの理由により、農地を貸したい・売りたいとの意向があるときは、農地あっせんの申し出を受けて、農地の有効利用ができるよう利用調整を行っております。農地を借りたい・買いたい方は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農業委員会事務局 ☎:52-2111(内線661)

番号	大字	小字	地目	面積 (㎡)	区分	希望価格	利用状況
4-26	境松	川原田 54-1	田	1,366	貸	要相談	耕作地
		川原田 54-4	田	840	貸	要相談	耕作地
4-27	境松	川原田 120-2	田	2,874	売・貸	相場	耕作地
4-28	浅瀬石	龍ノ口 263-440	樹	7,165	売	要相談	耕作地
4-29	小屋敷西	小屋敷西 82-2	田	53	売・貸	相場	自己保全
		小屋敷西 83	田	2,972	売・貸	相場	自己保全

◆売渡・貸付希望 (令和4年12月31日現在)

※区分表記：売=売渡希望 貸=貸付希望

番号	大字	小字	地目	面積 (㎡)	区分	希望価格	利用状況
4-30	追子野木	追子野木一丁目45	畑	343	売	要相談	自己保全
4-31	上十川	長谷沢一番圃 101-1	樹	850	売	要相談	耕作地
		長谷沢一番圃 101-13	樹	5,696	売	要相談	耕作地
		長谷沢一番圃 101-72	樹	1,886	売	要相談	耕作地
		長谷沢一番圃 101-88	樹	2,202	売	要相談	耕作地
4-32	浅瀬石	龍ノ口 189-2	樹	502	貸	相場	耕作地
		龍ノ口 263-192	樹	642	貸	相場	耕作地
4-33	三島	宮元 296	田	711	貸	相場	自己保全
4-34	浅瀬石	龍ノ口 27-1	樹	1,391	貸	要相談	耕作地
4-35	馬場尻西	馬場尻西 63-2	畑	3,460	売・貸	要相談	自己保全

○注意事項

① 次の場合は、農地を「売りたい」「貸したい」の申し出はできません。

※ 荒廃化が進むなど、すぐに耕作できる状態ではない場合や、農地に砂利を敷き、建物などがある場合

② 「農地情報」に掲載することで広くお知らせすることはできますが、すぐに買受・借受を希望する方が見つかるとは限りませんので、ご了承ください。

農業者年金に加入しませんか？

農業者にとってたくさんのメリットがある魅力的な農業者年金に加入し、安心して豊かな老後に備えましょう。



メリット1 農業者なら広く加入できます

- ①国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
 - ②年間60日以上農業に従事し、
 - ③20歳以上60歳未満の方又は60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者の方
- 上記①～③までを満たす方ならどなたでも加入できます。



メリット2 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です

受け取る年金額が決まる確定拠出型の積立方式を採用しており、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数が変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度です。

メリット3 税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、ご家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の節税になります。

保険料支払いによる節税効果の目安

課税対象所得	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	36,000円	121,000円
195万円超330万円以下	48,000円	162,000円
330万円超695万円以下	73,000円	244,000円

年金額の試算 ※保険料2万円で運用利回り2.5%の試算になります。

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	744万円	77万円	64万円	1,666万円	1,741万円
30歳	30年	588万円	51万円	43万円	1,101万円	1,153万円
35歳	25年	528万円	40万円	33万円	859万円	904万円

お問い合わせ先

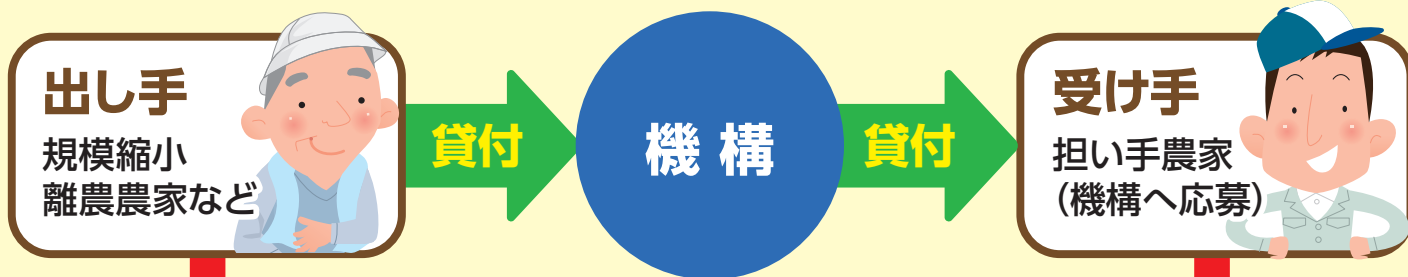
農業委員会事務局 ☎52-2111 (内線662)

農地中間管理事業 の活用を!



農地中間管理事業とは?

県指定の農地中間管理機構が農地を借り入れ、規模拡大を目指す担い手に貸し付ける事業



こんなメリットが!!

- ①一定の要件を満たした場合、「機構集積協力金」が受け取れます。
- ②全農地を機構に貸し付けた場合、一定期間、固定資産税が半減されます。

- ①借入農地の所有者が複数でも、賃料を機構にまとめて支払うことができるので事務が簡素化されます。
- ②農地集約のための担い手同士の農地交換についても、機構が支援します。

特定農作業受委託契約からの切替を進めています!!

消費税軽減税率制度が導入されました。出し手への精算方法が複雑になりますので、農地中間管理事業を活用した、利用権設定（貸借契約）への切替をおすすめします。

※特定農作業受委託契約

経営所得安定対策の申請に当たって結ばれる基幹3作業の作業受託と委託販売の引き受けを行う契約で、農地の賃貸借契約ではありません。

お問い合わせ・相談先

各市町村の農政担当課・農業委員会

〔青森県農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）〕

☎017-773-3131

事業活用のポイント

事業を活用するためには

農地を貸したい方(出し手)、農地を借りたい方(受け手)とも申込が必要です。市町村の農政担当課に窓口を設けておりますので、ご利用ください。受け手は、機構のホームページに登録・公表されます。

借受者決定の考え方

農地の貸付先(受け手)を決定する際には、以下の点を総合的に判断して受け手を決定します。

- ①借受者の規模拡大または経営の効率化につながるのか
- ②既に効率的・安定的な農業経営を行っている者への支障がないのか
- ③新規参入者が効率的かつ安定的な農業経営を目指せるのか
- ④地域農業の健全な発展に配慮した公平・適正な調整なのか

※他の貸借制度や(特定)農作業受委託契約から切替する場合は、従来の貸付先を継続できます。また、りんご園地で、特定の貸付先(縁故関係者など)がある場合、その方を優先します。



機構集積協力金について

農地中間管理事業を活用した場合、以下の協力金が交付されます。

1 地域集積協力金(集積タイプ)

地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積を図る場合に交付されます。

区分	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
4		50%超	2.8万円/10a

2 経営転換協力金

1つの作物に特化したい、リタイアするから誰かに農地を貸したい等の理由で機構に農地を貸し付ける場合に交付されます。

	交付単価	上限額
2019~21年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
2022~23年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※2022年度以降は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ、交付対象となります。

※協力金の交付を受けるためには、各種の要件がありますので、窓口等でご確認ください。

○出し手・受け手とも賃料の0.5%の手数料がかかります。
手数料に対して消費税等を別途いただきます。